

災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」

という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに様式第 8 号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第 9 号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第 12 条第 3 項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（申請の取下げ）

第 10 条 市町村は、第 7 条第 1 項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 15 日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第 11 条 環境大臣は、第 9 条第 4 号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

- 第 12 条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 11 号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式第 12 号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、第 5 条第 2 項ただし書（第 6 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 13 条 環境大臣は、第 8 条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 14 号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。
 - 3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
 - 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 15 号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 環境大臣は、第 9 条第 2 号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 4 項（ただし書きを除く。）及び第 5 項の規定を準用する。

(その他)

第 16 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助金の交付については、第 3 条から第 15 条の規定にかかわらず、別紙の規定によるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

別表

区分	費目	内 容
し尿処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	し尿の処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
ごみ処理	(直営分) 労務費	「公共工事労務単価」の区分によること
	借上料	自動車、船舶、機械器具の借上料
	燃料費	自動車、船舶、機械器具の燃料費
	修繕費	機械器具の修繕費
	薬品費	ごみの処分に必要な薬品費
	道路整備費	処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
	手数料	条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)
	(委託分) 委託料	民間事業者及び地方公共団体への委託料
漂着ごみ処理	同上	同上

(別紙)

東日本大震災に係る交付手続きについて

(交付の対象)

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、東日本大震災により被害を受けた市町村が行う「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領」(平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙)に定める損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業とする。

ただし、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号)(以下「財政援助法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体の市町村(以下「特定被災地方公共団体等」という。)以外が行う災害等廃棄物処理事業であって、損壊家屋等の解体事業を含まない場合の事務処理については、第 5 条から第 15 条の規定によるものとする。

(交付額の算定方法)

- (2) 交付額の算定は以下の規定によるものとする。

① 様式第 16 号「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、各年度の補助対象事業に係る実支出額と各年度の総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額(以下「処理費総額」という。)を選定する。

② ア及びイから得られた額を交付額とする。

ただし、算定された事業ごとの交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 特定被災地方公共団体等における補助金の場合

(ア) 処理費総額が、平成 23 年度における当該市町村の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)第 2 条第 4 項に規定する標準税収入をいう。以下「標準税収入」という。)の 10/100 に相当する額以下の場合、処理費総額に 50/100 を乗じて得た額

(イ) 処理費総額が標準税収入の 10/100 に相当する額を超える場合、a から c までに掲げる方法で得た額の合算額

a 処理費総額のうち標準税収入の 10/100 の部分の額に 50/100 を乗じて得た額

b 処理費総額のうち標準税収入の 10/100 を超え、20/100 以下の部分の額に 80/100 を乗じて得た額

c 処理費総額のうち標準税収入の 20/100 を超える部分の額に 90/100 を乗じて得た額

(ウ) 特定被災地方公共団体等で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行

われている場合の補助額は、当該一部事務組合が実施した処理費総額を、当該一部事務組合の規約で処理費の分担について定めた割合（以下「分担割合」という。）により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等に配賦する方法により、上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額の合算額

なお、特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村で構成する一部事務組合により災害廃棄物の処理が行われている場合の補助額は、分担割合により当該一部事務組合を構成する特定被災地方公共団体等及びそれ以外の市町村に配賦する方法により、特定被災地方公共団体等の場合は上記（ア）又は（イ）と同様に算定した額と、それ以外の市町村の場合は $1/2$ を乗じて得た額の合算額

- イ 特定被災地方公共団体等以外の市町村の補助金の場合
処理費総額に $1/2$ を乗じて得た額

（交付の条件）

（3）補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

① 事業計画の変更

補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の計画について変更が生じた場合には、様式第 17 号の別記（1）に準じて、変更する事業計画説明書を作成し、これを環境大臣に提出しなければならない。

② 工期の変更

事業が予定の期間内に終了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、様式第 20 号により毎年度 2 月末日までに環境大臣に提出して、その指定を受けなければならない。

③ 財産の処分

ア 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

④ 補助金調書

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第 21 号による調書を

作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(事務手続等)

- (4) 補助金の交付申請、事業実績報告及び精算交付申請については、それぞれ、様式第17号、様式第18号及び様式第19号に基づき作成し、これを環境大臣に提出するものとする。なお、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第17号に準じて変更の交付申請書を作成し、これを環境大臣に提出するものとする。また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに様式第22号により環境大臣に提出するものとする。

(概算払)

- (5) 環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、補助金の全部又は一部について、概算払をすることができるものとする。

(労働安全衛生面への配慮)

- (6) 当該災害等廃棄物処理事業は、従事者の労働安全衛生に係る関係法令等を遵守した上で行わなければならないものとする。

(交付に関する細目)

- (7) 補助金の交付に関する細目については、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる事項のほか、別添に定める「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」によるものとする。

(その他)

- (8) その他の事項については、以下に掲げるとおりとする。
- ① 特別の事情により(2)、(4)及び(7)に定める算定方法及び手続等によることのできない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
 - ② 地方財政措置に関しては、「平成23年度補正予算(第1号)に伴う対応等について」(平成23年4月26日付け総務省自治財政局財政課事務連絡)の災害対策債(第3の2(1)①イ)により対処されるものであること。

(別添)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針

第1 目的

今般の東日本大震災（以下「大震災」という。）では、空前の大規模津波により膨大な災害廃棄物が生じている。本交付方針は、このような特別の事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速なる復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業の範囲

1. ごみ処理事業

- (1) 大震災により生じた災害廃棄物（自動車、船舶を含む。）の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、災害廃棄物を市町村が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び市町村への委託を含むものとする。
- (2) 大震災により、市町村が解体の必要があると判断した家屋・事業所等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、上記解体処理事業については、特定被災地方公共団体等並びに財政援助法第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）の市町村及びこれに準ずる市町村として環境大臣が認めるものが行う事業に限るものとし、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）並びに地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないもの及び交付申請時において復旧計画が未定であるものを対象とする。

- (3) 特定被災地方公共団体等及び特定被災区域の市町村内に事業所を有する大企業であって、次の要件のいずれかを満たす場合、大震災により生じたがれきの収集・運搬及び処分を市町村が実施する場合は対象とする。

- ① 大震災発生後2月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の20以上減少したもの
- ② 対象事業者と対象市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上のもの
- ③ 対象市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が2割以上のもの

2. し尿処理事業

大震災により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

第3 補助対象経費

補助対象となる経費は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平

成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知) により定めるものとする。

第 4 補助対象から除外される事業

本交付方針は、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）において、適用除外とされるものについては、適用しない。

第 5 その他

1. 事業の実施に当たっては、原則として競争性のある契約方式により行うなど、公平性・透明性の確保に努めること。
2. 事業の実施については、国、県、市町村、関係団体等からなる地域協議会等を活用し、事業が滞りなく行えるよう調整を図ること。また、地域協議会等が存在しない場合は、関係省庁等との調整を十分に図ること。
3. 他の市町村への委託事業は、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。また、他の市町村への委託費用が民間事業者の費用よりも高額とならないよう十分配慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めること。
4. 災害廃棄物の処理にあたっては、「廃石綿や P C B 廃棄物が混入した災害廃棄物について」（平成 23 年 3 月 19 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）、「動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 24 日付け同部産業廃棄物課事務連絡）、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 28 日付け同部産業廃棄物課事務連絡）、「津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け同部適正処理・不法投棄対策室）等に従い、その取扱いに留意すること。